

令和 7 年度第 3 回堺市建築審査会
会 議 錄

令和 7 年 10 月 3 日（金曜）
堺市建築審査会事務局

全部記録
要点記録

会 議 錄

会議の名称	令和 7 年度第 3 回堺市建築審査会
開催日時	令和 7 年 10 月 3 日 (金曜) 午前 10 時 30 分から午前 11 時 20 分まで
開催場所	堺市役所 高層館 16 階会議室
出席者	角松会長、野田委員、加賀委員、小林委員、丸山委員、小泉委員 処分庁、事務局
議題又は案件並びに結論等	(1) 付議案件 第 7-3 号 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項による許可について (大阪府営堺白鷺東住宅) 審議の結果：同意した (2) 報告案件 建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号認定基準の一部改正について 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可基準の一部改正について 報告・説明を行った
会議の全部内容又は進行記録	別紙のとおり
傍聴人	なし

令和7年度第3回堺市建築審査会会議録

日時：令和7年10月3日（金曜）

午前10時30分～午前11時20分

場所：堺市役所高層館16階会議室

【出席者】

委 員

会 長	角松 生史
委 員	野田 崇
委 員	加賀 有津子（ウェブ参加）
委 員	小林 健治（ウェブ参加）
委 員	丸山 瞳
委 員	小泉 真一郎（ウェブ参加）

処分庁

建築安全課長	宮永 純志
建築安全課主幹	上田 浩美
建築安全課指導係長	時見 正人

事務局

建築安全課参事	林 智美
建築安全課	東條 秀雄

傍聴人 なし

令和7年度第3回堺市建築審査会会議録

事務局	<p>これより、令和7年度第3回堺市建築審査会を開会させていただきます。</p> <p>本日の審査会は、委員7名のうち、ウェブでの参加を含め6名のご出席をいただいております。</p> <p>堺市建築審査会条例第5条第2項に定められている定足数を満たしており、会議は有効に開催されることをご報告申し上げます。</p> <p>また、傍聴人は現在のところおられません。</p> <p>それでは、案件に入らせていただきます。本日は付議案件が1件、報告案件が2件となっております。</p> <p>角松会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは令和7年第3回堺市建築審査会を開会させていただきます。本日の会議録署名は丸山委員、小林委員にお願い申します。</p> <p>本日は付議案件が1件、報告案件2件となっております。</p> <p>それではまず、議案第7-3号、建築基準法第56条の2第1項による許可、大阪府営堺白鷺東住宅について、処分庁の方からご説明をお願いします。</p>
処分庁	<p>それでは、付議案件第7-3号について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、一団地認定を受けている大阪府営堺白鷺東住宅において、当該一団地の区域縮小に伴う建築基準法第56条の2第1項ただし書きの規定による日影許可について、建築審査会の同意を求めるものです。</p> <p>次のページ、資料番号1の参考条文をご覧ください。</p> <p>日影による中高層の建築物の高さの制限である建築基準法第56条の2第1項の抜粋を読み上げます。</p> <p>「地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合・・・においては、この限りでない。」となっており、このただし書きの同意を求めるものです。</p> <p>今回の申請敷地及びその周囲は、第一種中高層住居専用地域であり、敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲には4時間以上、10mを超える範囲には2.5時間以上日影を生じさせないように定められています。</p> <p>本敷地の建築物は、日影規制（S54.4.1が基準時）が適用される以前の昭和52年に建築され、一部日影不適合部分が生じていますが、平成26年4月に日影許可を受けています。</p> <p>本申請は、建築工事はありませんが、一団地区域の縮小に伴い日影許可を受けた敷地に変更が生じるため、新たに日影許可を受けようとするものです。</p>

次のページ、資料番号2の概要書をご覧ください。

申請者は、大阪府知事 吉村洋文（ひろふみ）、敷地の位置は、堺市北区金岡町1599番1他で、第一種中高層住居専用地域、準防火地域、指定建ぺい率60%、指定容積率200%に指定されています。

建築行為はないため、建築面積等は変わりなく、既存の面積は記載のとおりです。

次のページ、資料番号3の理由書の要約をご覧ください。読み上げますと「今回の申請対象は昭和52年度より建設された「大阪府営白鷺東住宅」の既存の一団地区域の一部縮小であり、除外区域は間口が狭く更地になっており、将来的に利用する見込みはありません。

以上のことから、当該部分の売却を行い隣接地と併せて土地活用されることは良好な市街地環境の形成に資するものと考えますので、第86条の5第2項及び第86条第1項の規定による一団地の取消・再認定の申請を行っているところであります。

しかしながら、建築基準法第56条の2「日影による中高層建築物の高さの制限」の基準時以前に建設されたもので、既存不適格となっており、同法第56条の2第1項の規定による許可を申請するものです。」

次のページ、資料番号4の付近見取図及び用途地域色分け図をご覧ください。申請地は、南海高野線白鷺駅の東側に位置し、北側が幅員約6mの市道、西側が約4mの法施行前道路に接しています。

次のページ、資料番号5の建築物用途色分図をご覧ください。申請地の周辺は主に住宅、店舗などが建ち並んでいます。

次のページ、資料番号6の土地利用計画図をご覧ください。主に共同住宅で構成される一団地となります。今回の申請に伴う建築行為はありません。

次のページ、資料番号7の現況日影図をご覧ください。北東側と北西側に5m・10mラインにおいて4時間と2.5時間日影線がそれぞれ規制値を超えています。

次のページ、資料番号8の計画日影図をご覧ください。今回、枠で囲んでいる区域を除外しますが、平均地盤の変更はなく、区域縮小により新たに日影不適合部分が生じることはありません。

次のページ、資料番号9の日影不適合部分の現況写真をご覧ください。写真①は敷地西側、写真②と③は北側敷地境界を撮影したものです。

最後に、資料番号10、調査意見をご覧ください。本件許可の調査意見としまして、読み上げますと、「本申請は、大阪府営堺白鷺東住宅において、一団地区域を縮小するにあたり、建築基準法第86条の5による認定取消し及び第86条第1項の認定と合わせて、第56条の2第1項ただし書きの許可を受けたい」という申請である。

申請地北側の第1種中高層住居専用地域の一部に既存建築物が府条例で指定する規制値を超えて日影を生じさせているが、これは日影規制が適用される前に建築された住棟によるものである。

	<p>本申請では、建築工事ではなく、敷地の縮小のみを行うものであり日影不適合部分の増大はないため、周囲の居住環境を害するおそれは無いと認められる。」</p> <p>以上で、議案第 7-3 号についての説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ご説明ありがとうございました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>今回、敷地が縮小されたことによって建築基準法に不適合という事態が生じたという理解でよろしいでしょうか。</p>
処分庁	<p>もともとこの区域で日影の不適合部分が生じておりまして、それは日影の規制ができる前に建てられたものであるからでして、今回、一団地の区域を縮小するにあたりまして、平成 26 年 4 月に日影許可を受けた敷地から区域が変わることになりますので 再度、日影の許可を受けようとするものです。</p>
会長	<p>なるほど。既存不適格の実態は全然変わらないけれども、前の許可の対象からずれるので、改めて許可をする必要があるということですね。はい、承知しました。</p>
野田委員	<p>もう一度許可をするのですね。</p>
処分庁	<p>はい。</p>
野田委員	<p>既存不適格というのは、再度の許可の時も維持されるのでしょうか。</p>
会長	<p>建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書きの規定により許可をしているから、既存不適格の状態ではなくて、適法状態が存在しているのではないですか。</p>
野田委員	<p>なるほど。 わかりました。</p>
会長	<p>だから、その状態で建物が建てられたりするのはあまり良くないことになるけれど、その見込みはないということで問題はないんだろうということですね。</p>
処分庁	<p>はい。</p>
会長	<p>手続き的には、この一団地の区画変更をするというのはこれからのことだけれど、その前に許可することですか。</p>

処分庁	同時に一団地の認定も進めておりまして、区域縮小と同時に許可するということになります。
会 長	わかりました。
小泉委員	<p>大阪府職員として、委員に参加させてもらっていて、その立場みたいなところなのですけども、今回の場合、大阪府が申請していて、ステークホルダー状態になっていると思うんです。</p> <p>審議とか採決にあたって除斥するとか、これまで府営住宅の案件はたくさんあったと思いますけれども、どういった扱いだったのでしょうか。</p> <p>ステークホルダーということなので、あまりその審議とか採決には参加しない方が良いのかなと思っているのですけども、そのあたり、どういう取扱いをされてきたのかお伺いします。</p>
事務局	こういったことに関する除斥の規定もないし、以前から参加していただいている。
会 長	小泉委員は、府営住宅関係に現在関わっておられる立場でいらっしゃいますか。
小泉委員	今は建築基準法の指導でありますとか、そういうところでの業務を行っておりますので、直接府営住宅の建設とか維持管理とかには関わっていないのですけども、過去には関わっている立場でもありましたので、府営住宅のことについて、一定情報を持っているところです。私が意見述べることによって、何か審議に影響を与え、問題が生じたりしないのかなと考えております。
会 長	そうですね。大阪府ぐらいの巨大組織でありますと過去に関わったあらゆる案件について除斥すると結構大変かなという気がしないではないです。ただ、ご自分からのご発言が今あったということで、とりあえず先例にしないことを前提にした上で、一旦この採決から除外するという取扱いを今回に限つてするということではいかがでございましょうか。今後、事務局の方において、こういった場合の取扱いについてご検討いただければというふうに思います。
野田委員	では除斥理由には当たらないんだけど、お申し出に基づいて回避されたということですね。
会 長	はい、そういうことです。
小泉委員	わかりました。よろしくお願ひいたします。

小林委員	売却されて敷地から除外する範囲というのが今回の資料でわからなかつたのですけど、どこかで明示されているのですか。
処分庁	8ページの赤丸のところ、この不適合部分と書いてあるところです。日影不適合部分と区域縮小部分が重なっています。見にくくて申し訳ございません。
小林委員	重なっているということですね。わかりました。
会長	他にご質問、ご意見等ございませんか。
	特にないようですので、先ほど申し上げたように、小泉委員は回避により採決に参加されないということを前提にした上で、議案第7-3号は同意とさせていただいてよろしいでしょうか。
	(委員一同、異議なし)
	ご異議がないということで、議案第7-3号は同意とさせていただきます。
	続きまして、報告案件に移ります。建築基準法第43条第2項第1号の認定に関する判断基準の改正につきまして、及び建築基準法第43条第2項第2号許可基準の改正につきまして、一括でご説明をお願いします。
処分庁	建築基準法第43条第2項第1号認定及び同項第2号許可の判断基準の改正案についてご報告します。
	資料としましては、主な改正内容をまとめたもの、基準改正案、新旧対照表、許可基準の一覧表がございますが、主な改正内容の資料と新旧対照表によりご説明させていただきます。
	建築基準法では、建築物の敷地は法上の道路に2m以上接しなければならないこととされていますが、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、認定又は許可した場合、この規定は適用されません。
	認定については、法第43条第2項第1号に、「その敷地が幅員4m以上の省令で定める基準に適合する道に2m以上接する建築物のうち、利用者が少数であるもの・・・」と規定されており、建築審査会の同意は要しません。
	許可については、同項第2号に、「その敷地の周囲に広い空地を有する建築物で、・・・建築審査会の同意を得て許可したもの」と規定されています。
	接道の特例として、建築審査会の同意を要する許可基準の改正案とあわせて、認定基準の改正案についても、本日ご報告した後、次回の審査会で付議させていただく予定です。

今回の改正は、運用の円滑化を図るため、基準を明確にするものです。

主な改正内容としては大きく3つございます。

一つめは、農道など幅員4m以上の公共用通路について、その両端が法上の道路に通り抜けている場合と行き止まりの場合とで通行の状況が異なることなどを踏まえ、認定の判断基準と許可の一括同意基準を見直すものです。

二つめは、法上の道路に該当しない市道に接する敷地について、今後建替えが行われていくことを踏まえ、新たに提案基準と一括同意基準を追加するものです。

三つめは、私有地通路に接する敷地における建築物の規模・用途について、運用上の取扱いにあわせて基準を追加するものです。

認定の判断基準の改正案についてご説明します。

認定は、敷地が幅員4m以上の道に2m以上接している建築物を対象としていますが、建築基準法施行規則第10条の3第3項の規定により、「その用途又は規模の特殊性により、建築基準法第43条第3項の規定による条例で敷地等と道路との関係に関して必要な制限が付加されているもの」は除くとされています。

このことを判断基準でも明確にするため、条例で制限が付加されている「大阪府建築基準法施行条例第66条の規定により敷地が道路に4m以上接しなければならない建築物」、具体的には学校、病院、ホテル、共同住宅等になりますが、これらを認定の対象外とすることを追加しています。

新旧対照表第2、下線部が追加した部分です。

続いて、第3として（判断の原則）を追加しています。

交通上、安全上、防火上及び衛生上支障ないものの基本的な考え方を認定においても示すため、許可基準における判断の原則の内容と同様に、交通量の増加のおそれがないこと、火災等災害時の避難に支障をきたすことがないことなどを追加しています。

次に要件ですが、認定は、更地に建築物を新築する場合も対象としています。

道の両端が法上の道路に通り抜けていれば、基本的に通行上、避難上支障ないと考えられますが、行き止まりの場合は、その状況から個別に判断する必要があると考えています。

そのため、認定の対象は、基本的に道の両端が法上の道路に通り抜けているものを対象とします。

基準としては、要件の「実質的に避難及び通行の安全上支障ないこと」の「実質的」を削除し、行き止まりでも人の避難が可能な場合など「実質的に支障がないもの」と分けて取り扱います。

また、道について、境界が側溝等で明確なことに加え、舗装整備がなされていることについて要件として追加します。

新旧対照表第4、下線部が見直した部分です。

次に用途・規模・構造についてですが、認定の対象となる兼用住宅について、法に規定されている法別表第二（い）項第2号に掲げるも

のに限るとし、兼用住宅についての対象となるものを明確にしました。

新旧対照表第5、下線部が追加した部分です。

認定の判断基準の改正内容に関する説明は以上です。

続きまして、許可の判断基準の改正案についてご説明します。

提案基準2・一括同意基準ア、敷地が農道等の公共の用に供する道(公用通路)に接する場合の建築物の取扱いに関する改正の内容は3点です。

1点目は、建築物の規模に関する基準を明確にするため、「延べ面積が500平方メートル以内であること」を追加します。認定において、法により利用者が少数であるものとして規定されている延べ面積の規模を参考にしています。なお、提案基準については「原則として」という形にしています。

2点目ですが、公用通路については、更地に建築物を新築する場合も許可の対象としており、一括同意基準アは、認定と同様に、基本的に道の両端が法上の道路に通り抜けているものを対象とします。行き止まりの場合は、その状況から個別に判断し、実質的に避難及び通行の安全上支障がない場合には提案基準によるものとします。

基準としては、一括同意基準アが「避難及び通行の安全上支障ないこと」、提案基準2が「実質的に・・・支障がないこと」とします。

3点目ですが、1点目でご説明しました延べ面積の基準を設けることにより、延べ面積を抑えるため敷地を細分化する行為が行われる可能性があります。道が行き止まりの場合、道に接する土地の利用者の通行が主になるため、敷地が細分化されて建築が行われると交通量の増加につながる恐れがあります。そのため、行き止まりの場合を対象とする提案基準については、「原則として敷地の分割がないこと」を要件として追加します。

新旧対照表、提案基準2の第3(4)、第4(1)の下線部が追加した部分になります。

一括同意基準アの2の②と3の①が見直した部分です。

次に、提案基準3・一括同意基準イ、その敷地と道路の間に河川等が存在する場合の建築物の取扱いの道路事業等の拡幅予定地について、道路拡幅後に建築物が既存不適格となることを避けるため、「道路予定地を道路と読み替えて、建築基準法に適合するものであること」を追加しています。

新旧対照表、提案基準3の第4、一括同意基準イの3の下線部が追加した部分です。

次に提案基準5～7・一括同意基準エ～カ、敷地が私有地通路(道路状空地)に接する場合の建築物の取扱いについて、用途・規模に関する基準を明確にするため、「既存と同規模、同用途の建替えであること」「地階を除く階数が3以下であること」を追加します。

新旧対照表、提案基準5の第4の下線部が追加した部分です。

提案基準6及び7についても同様に追加しています。

	<p>一括同意基準エの3の下線部が追加した部分です。</p> <p>一括同意基準オ及びカについても同様に追加しています。</p> <p>提案基準との違いは、「原則として」が一括同意基準にはありません。</p> <p>続きまして、提案基準8・一括同意基準クとして、敷地が4m未満の法上の道路ではない市道に接する場合の建築物の取扱いを追加します。</p> <p>幅員1.8m以上の市道については、法42条第2項道路と同等の機能を有するものとして、2項道路と同等の後退を行うこと、後退部分に側溝・縁石を整備することを要件としています。</p> <p>(適用の範囲) 及び(用途・規模・構造)は、私有地通路の場合と同様に、建築後おおむね10年以上(一括同意基準は20年以上)経過している建築物が存する敷地における建築物で、①既存と同規模、同用途の建替えであること、②地階を除く階数が3以下であること、③その敷地が接する道路状空地を「道路」と読み替えて、建築基準関係規程に適合するものであること、としています。</p> <p>提案基準8の基準案です。おおむね10年以上経過している敷地での同規模・同用途の建替えが対象となります。</p> <p>一括同意基準クの基準案です。20年以上経過している敷地での同規模・同用途の建替えが対象となります。</p> <p>一括同意基準の要件に該当するものは、建築審査会の同意を得たものとして取り扱って許可し、速やかに建築審査会に報告いたします。</p> <p>基準の改正案についての報告は以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。かなり分量的に多いものですし、今回は報告だけで、次回審議ということですね。</p> <p>わからない点などございましたら、ご質問、お願ひいたします。</p>
	<p>建築基準法第43条第2項2号許可基準の新旧対照表の6ページ、一括同意基準のエ号のところの2.要件の①道路状空地について「協定書」を締結していること、のあのただし書きですが、現行だと共有地となっているものは「除く」となっていたのが、今回の提案では「この限りでない」としたのはどういう改正の方針ですか。</p>
処分庁	<p>通路につきましては、沿道の皆さんが、所有者が代わられた後もそこを協定通路とすることについて継承していきたいというようなご意図がある場合もございます。協定を締結すること自体について妨げるものではございませんので、「除く」という形ではなく、「この限りでない」という形にしました。</p>
会長	<p>もともと共有地であれば、そこに建築物が建てられる恐れがないから、この要件は不要だという趣旨ですか。</p>

処分庁	<p>協定通路の沿道の方が共有地として、例えば 10 名の方で 10 分の 1 ずつ持ち出されている共有地の場合は、協定は不要です。</p> <p>しかしながら、中には所有権が一部沿道の方に引き継がれないまま前の土地の所有者さんの所有になっていたりとか、所有権について変わっていく中で、この「除く」という表現になりますと、協定書がまったく不要という形の読み方になると考えました。</p> <p>共有地の所有者の方たちが、所有者が変わっても空地のままにしておきたいということを、皆さんでわかつておくために、協定を結びたいというご意向があるケースも考えられますので、「この限りでない」とすることによって、協定を結びたいケースについては結んでいただいて、市がお預かりすることも可能にできるように、今回文言を変えたいと思います。</p>
会長	<p>ご趣旨としては、通路の沿道の方たちの共有地になっていれば、協定書がなくてもいいけれども、必ずしもそうでもない場合もあるから、周辺住民が協定を結ぶ場合もあるということですね。</p> <p>もう一つは、現状は共有状態だけれども、処分庁としては、将来、例えば所有者が一人になってしまったりして、建物を建てられてしまう恐れがあるんじやないかと思う時には、やっぱり協定を締結することを要件としようということですかね。</p>
処分庁	<p>そうですね。将来、沿道の方の共有地であり続けるかどうかはちょっとわからない面もありますので、協定が結ばれる方が望ましいと考えています。</p>
会長	<p>はい、わかりました。まだ少し気になっているのですが、小泉委員が手を挙げておられるので、小泉委員、お願いします。</p>
小泉委員	<p>内容自体の前段の話になるのですけれども、今回、判断基準とか重要なパートが改めて追加されているというところなのですけども、こういう改正をされようとしている事情があるのでしょうか。その辺の経緯を教えていただければと思います。</p>
処分庁	<p>一番最初に 3 点ほどご説明しましたけれども、一点目は、堺市の市道でありながら、幅員 4 m 未満で、法が施行された時点では立ち並びがなかった道路につきましては、4 m の道幅がないので法第 42 条第 1 項第 1 号にならない、法の施行時に立ち並びもなかったので法施行前道路 42 条 2 項道路にもならない、道路非該当、それに面して、経過はわからないのですけど、建物が長年建っているという事実がありまして、その建物の建替え更新の時期が来ています。</p> <p>平成 11 年に法第 43 条第 2 項第 2 号許可基準を作った時には、そういう道路非該当の市道に接する敷地についての基準が設けられていましたが、その建替え更新時期が近くなってきておりまして、今後、それらの建物を毎回毎回、個別の審査案件として上げ</p>

	<p>ていくのかという中で、基本的には市道でございますので、後退の部分が確保されれば、一定交通上、防火上、安全上、衛生上、支障がないと考えていて、一括同意基準で認めていいのではないかということで、今回、一括同意基準及び提案基準を追加しようと考えたところでございます。</p> <p>もう一点は 公共用通路です。4m以上の農道であるとか河川敷に面した敷地に建物が建つ場合に、特に同規模同用途というような基準がないので、かなり大きい規模のものでも建てていいのかというようになることになって、実務上、判断に迷うところもございまして、今回、規模を要件として設けていこうと考えたところです。</p>
会長	<p>今、2点の説明、市道との関係、大きい建物との関係、それから、おそらく従来行ってきた運用基準をより明確化していくという、その三つのタイプのものがあるというふうに理解しました。</p> <p>次回の審議の時に、今回の改正事項が、それぞれ今の三つの趣旨のどれに該当するものか、ということを整理していただくとより審議しやすいかなと思いますので、その作業をお願いできればと思います。</p> <p>趣旨全体のご説明についてはよろしいでしょうか。</p>
小泉委員	<p>結構です。ありがとうございます。</p> <p>あと、状況を確認させてほしいのですけども、これから住宅の老朽化が進んで、基準がないところでも建替えが進むんだろうというような状況にある中、そういう相談が増える傾向にあるのでしょうか。あるいは、堺市の方で、そういう社会状況の変化が起こるだろうということを想定されて、いち早く対応されるのでしょうか。</p>
処分庁	<p>相談につきましては、今は多くはないです。1件2件というようなところですが、今後そういう相談が増えてくるということを想定してのことです。</p>
小泉委員	はい、わかりました。
会長	<p>先ほど問題した共有地の件ですが、そもそも現行の基準で「除く」と書いたから、その場合は不要だと読んでよかったですのが、条文の読み方で若干疑問があります。</p> <p>野田委員いかがですか。ちょっと心配なのは、「この限りでない」という表現でも、協定書はいらないよと読めたりしないかと若干不安に思ったのですが。</p>
野田委員	「除く」も「この限りでない」も一緒じゃないですか、意味は。そう思ったのですが。
会長	同じですか。同じだとあまり抜本的な解決にはならないということですね。そうすると、場合によっては私もご相談させていただきます

けれども、先ほどの趣旨を反映するような紛れがない表現をご検討いただくということでもよいかなと思います。

他にお気づきの点ございますでしょうか。

この建築審査会で審議される案件は、既存不適格の建物を、居住維持するためには建て替えざるを得ないというところについて判断するということが多かったように思います。それらについて、より判断しやすいように、基準を明確にするという方向性は大変望ましいことなのではないかなと思います。

今後のためもありますので、可能な範囲ということになりますが、できればその趣旨のようなことを書き込んだ方が、今後、職員さんが変わっていっても運用する上で安定的にできるかなと思いますので、この機会にそういうことをしていただくと大変良いのではないかと思います。

よろしいでしょうか。今お手元に資料もございますし、まだ次の審査会まで時間もございますので、不明な点等があれば、随時事務局の方にご質問していただく、あるいはご提案などしていただくということでお願いできればというふうに思います。

では、これは報告事項でございますので、以上とさせていただければと思います。

本日予定された議事は、以上でございます。他にご質問等ござりますか。

なければ、以上で本日の案件はすべて終了いたしましたので、審査会はこれで閉会といたします。